

2 住委第 2 号 井手町地域福祉計画策定業務仕様書

1. 業務名

2 住委第 2 号 第 3 次井手町地域福祉計画策定支援業務

2. 期間

契約日の翌日から令和 4 年 3 月 2 1 日まで

3. 目的

地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律（平成 3 0 年 4 月 1 日施行）により、本計画は福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置づけられた。さらに、国が全国展開を目指す、「地域共生社会」の視点からも、計画間の調和を図る手法として、地域福祉計画と他の福祉計画との一体的な策定も示されていることから、福祉関係法令を主とした国や京都府の動向から、井手町の状況等を的確に把握し、井手町が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定める、第 3 次井手町地域福祉計画（令和 4 年度～令和 8 年度）を策定することを目的とする。

4. 業務内容

令和 2 年度（基礎調査業務）

（1）住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送・回収用封筒の作成、封入・封緘、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。

調査票に関しては、法改正、特に地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律やその後改正された福祉関係法令を十分に吟味し、井手町の関係例規、福祉関係施策など、井手町の現状を踏まえながら設問設計を行うこととする。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成及び封筒への貼付作業、調査票の発送・回収は委託者が行うので郵送費に関しては委託料に含まない。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	18 歳以上の井手町住民
サンプル数	1,700 票
調査方法	郵送法
調査票種類数	1 種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(2) 関係団体等に対する調査

ボランティア団体や自治会など、地域福祉にかかる活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要な事項を記入する。関係団体等への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(3) 庁内関係課に対する調査

庁内関係各課の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当課がシートに必要な事項を記入する。各担当課への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

(4) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（2回程度開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス、議事録要約版の作成等の支援を行う。

令和3年度（計画策定業務）

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、京都府の関連計画、福祉関係法令、井手町の各種福祉関連計画（井手町高齢者保健福祉計画、井手町障がい者基本計画及び障がい福祉計画・井手町障がい児福祉計画、井手町子ども・子育て支援事業計画）と連動させながら、井手町の概要及び社会経済的特性等について、井手町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 全国的な先進事例の提供

計画策定に伴う施策を検討する際の資料とし、井手町の特質・特性を見極めるため、全国自治体の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体の人口などの基本情報はもとより、施策の事業内容・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を少なくとも5件以上提供し、冊子としてもまとめること。

(3) 住民ワークショップ実施

住民参画の一環として、地域住民との協働体制をともに考えるためのワークショップ（2回開催予定）を実施する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、議事進行等）を行う。

(4) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データや全国の先進事例及びアンケート調査、住民ワークショップなどの結果から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

(5) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・都道府県の施策及び井手町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(6) 法令改正による計画との整合性の確保

社会福祉法等を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、特に地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律を中心に、今後、福祉関連法令が改正される都度、その改正箇所が引用されている当町の例規（条例・規則・要綱）の条項を随時指摘すること。改正された法令を新旧対象形式（横書き）で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては本町のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

(7) 計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを井手町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（3回程度開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス、議事録要約版の作成等の支援を行う。

(10) 計画本編・概要版の作成

上記内容を整理し、計画本編・概要版を作成する。本編・概要版を作成するにあたっては、住民が親しみやすいような表現及びデザインを行うこと。

5. 成果品

令和2年度

- ・基礎調査報告資料：データ一式

令和 3 年度

- ・地域福祉計画本編 (A4 判、80 頁程度、1 色刷) : 120 部
- ・地域福祉計画概要版 (A4 判、8 頁程度、4 色刷) : 3,000 部
- ・全国先進事例冊子 (A4 判、20 頁程度、1 色刷) : 5 部
- ・改正法令引用例規指摘一覧表 データー式

6. その他

- ・仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本町と本業務の受託者は必要に応じ協議して定めるものとする。
- ・上記業務においては、すべて成果品を確実に納めること。仕様書上の業務の不履行、成果品の納品が認められない場合、指名停止等の措置を行うことがある。
- ・平成 27 年 6 月 1 日から令和 2 年 6 月 15 日までの期間で、本業務と同種又は類似業務について、国又は地方公共団体等との契約及び完了実績があること。